地域の活力創出支援事業実施要綱

制　　定：平成25年4月1日付けしま暮第56号

一部改正：平成26年3月31日付けしま暮第511号

一部改正：平成28年3月22日付けしま暮第552号

第１　事業の趣旨

　本事業は、県内各地域の課題に迅速かつ柔軟に対応するため、市町村や関係部局との連携のもと、課題解決に向けた取り組みを強力に推進することとし、県が主導的に推進すべき課題や、市町村等が抱える様々な課題について、真に取り組むべき課題を精査の上、必要な取り組みを重点的に実施するものとする。

第２　事業の執行形態

１　本事業の体系及び事業内容は次のとおりとする。

　　⑴全県課題・圏域課題解決事業

全県の共通課題や圏域での課題など、広域的な課題解決を県主導で実施する事業

　　⑵優良モデル創出事業

新たな定住対策や地域を担う人材育成、地域課題解決に向けた先鋭的・モデル的な取組や試行を市町村や民間団体等と連携し県主導で実施する事業

　　⑶個別課題支援事業

①地域の様々な課題を解決するために市町村や各種団体が実施する必要な取り組みを重点的に支援する事業

②各地域において取り組む比較的小規模な事業等に対応するため、地域ごとに予算配分枠を設けて実施する事業（以下「地域配分枠事業」という。）

２　本事業の執行は、次のいずれかの方法による。

⑴県の直接執行

⑵連携先への業務委託

⑶事業実施主体への補助

⑷共同事業実施（実行委員会等への負担金）

第３　事業の推進体制等

　１　本事業の実施に当たって、事業進行管理（相談、申請等の窓口事務を含む。）の所管は次のとおりとする。

　　⑴　全県共通課題の対応は、しまね暮らし推進課とする。

　　⑵　県東部地域は、しまね暮らし推進課とする。

　　⑶　県西部地域は、西部県民センター総務企画部地域振興課とする。

　　⑷　隠岐地域は、隠岐支庁県民局地域振興課とする。

　２　本事業の進め方は次のとおりとする。

　　⑴　事業の選定

　　　①所管ごとに、取り組む事業案を検討し取りまとめる。

　　　②各所管で取りまとめた事業案について、実施事業の選定や事業内容の調整等をするため全所管による検討協議を行い、しまね暮らし推進課長が事業決定する。

　　　③事業案の検討・実施事業決定の手続きは、必要の都度実施する。

　　　④地域配分枠事業については各所管の所属長の裁量により選定する。

　　⑵　事業の執行

　　　①各事業の実施は各所管が行うこととする。

　　　②各所管は、必要に応じて、市町村等からの相談対応、補助金事務、事業進行管理等を行う。

　　　③各所管は、各年度末に事業実績を取りまとめ、しまね暮らし推進課に報告する。

　　　④事業の必要に応じて、各所管部署は本庁関係課及び関係地方機関の担当者による検討会議を開催し、対象事業実施市町村と連携しながら事業の円滑な推進を図るものとする。

　　　⑤地域配分枠事業については、しまね暮らし推進課から所管ごとに配分する年間事業費枠の範囲内で執行する。

第４　その他

　　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項はしまね暮らし推進課長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成25年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成26年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成28年４月１日から適用する。